

地域整備方針の見直しについて

1. 地域整備方針の見直しの背景

新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）に「大都市の成長戦略の策定」が位置付けられたことに伴い、本年 2 月に都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づく都市再生基本方針（平成 14 年 7 月 19 日）を全面的に改訂し、我が国経済の牽引に向け、ハード・ソフトの両面からの大都市の成長戦略を明記するとともに、少子高齢化の進展等の近年の経済・社会情勢の変化に対応した都市再生のあり方を提示した。併せて、都市再生特別措置法の制定以後、順次指定してきた 65 の都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域ごとに作成される地域整備方針について、当該地域における民間事業者、地方公共団体等による都市再生の取組の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う方針を明記した。

また、本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から得られる教訓を踏まえ、都市再生基本方針を改正し、人的被害等の最小化、都市機能の停止・低下等の抑制、都市間の連携という観点から、災害に強いまちづくりの推進に関する記述の充実を行った。

これらを踏まえ、現行の地域整備方針について、関係地方公共団体等との調整のうえ、以下の観点からの見直しを行う。

- ・ 東日本大震災を踏まえた防災対策の記述の充実
- ・ 省エネ対策、省CO₂対策等環境対策の記述の充実
- ・ エリアマネジメントの促進等官民連携の記述の充実 等

2. 地域整備方針の見直しの対象

65 の都市再生緊急整備地域のうち、今後指定を予定している特定都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域への指定の意向があった地域を含む。）の指定に関連する 17 地域及び東日本大震災の被災地である仙台市の 2 地域を除く、46 の都市再生緊急整備地域について、地域整備方針の見直しを行う。

3. 地域整備方針の見直しの概要

別紙の通り

地域整備方針 見直しの内容

都道府県	都市名	地域名	見直し等の内容			
			東日本震災を踏まえた防災関連の記述の強化	環境対策の記述の充実	エリアマネジメント等の官民連携の記述の充実	事業進捗等に伴う時点修正
北海道	札幌市	札幌北四条東六丁目周辺地域	○			
埼玉県	さいたま市	さいたま新都心駅周辺地域	○			
	川口市	川口駅周辺地域	○		○	○
千葉県	千葉市	千葉蘇我臨海地域	○	○		○
		千葉駅周辺地域	○			○
		千葉みなと駅西地域	○	○		○
	柏市	柏駅周辺地域	○	○	○	○
神奈川県	横浜市	横浜山内ふ頭地域	○			
		戸塚駅周辺地域	○			○
		横浜上大岡駅西地域	○			○
	川崎市	浜川崎駅周辺地域	○			
		川崎駅周辺地域（※1）	○	○		○
	藤沢市	辻堂駅周辺地域	○			
	相模原市	相模原橋本駅周辺地域	○			
	厚木市	本厚木駅周辺地域	○		○	○
岐阜県	岐阜市	岐阜駅北・柳ヶ瀬通周辺地域	○			
静岡県	静岡市	東静岡駅周辺地域	○			○
	浜松市	浜松駅周辺地域	○	○	○	○
愛知県	名古屋市	名古屋千種・鶴舞地域	○			
		名古屋臨海地域（※1、※2）	○			○
京都府	京都市	京都駅南地域	○			
		京都南部油小路通沿道地域	○	○	○	○
	京都市・向日市	京都久世高田・向日寺戸地域	○		○	○
	長岡京市	長岡京駅周辺地域	○			○
大阪府	大阪市	難波・湊町地域	○			
		阿倍野地域	○			
	堺市	堺鳳駅南地域	○			○
		堺東駅西地域	○			○
		堺臨海地域	○			○
	豊中市	千里中央駅周辺地域	○			○
	高槻市	高槻駅周辺地域	○			○
	守口市	守口大日地域	○			○
	寝屋川市	寝屋川萱島駅東地域	○			○
		寝屋川市駅東地域	○			○
兵庫県	神戸市	神戸ポートアイランド西地域	○	○		○
		神戸三宮駅南地域	○			
	尼崎市	尼崎臨海西地域	○			
		西日本旅客鉄道尼崎駅北地域	○			
岡山県	岡山市	岡山駅東・表町地域	○			
広島県	広島市	広島駅周辺地域	○			○
	福山市	福山駅南地域	○			○
香川県	高松市	高松駅周辺・丸亀町地域	○		○	○
福岡県	北九州市	小倉駅周辺地域	○	○		○
		北九州黒崎駅南地域	○	○		○
	福岡市	福岡香椎・臨海東地域（※1）	○	○		○
沖縄県	那覇市	那覇旭橋駅東地域	○			

※1：地域拡大、※2：地域拡大に伴い地域名を変更